

2022年（令和4年）第4回総会議事録

- 1 告示年月日 2022年（令和4年）4月15日（金）
- 2 通知年月日 2022年（令和4年）4月15日（金）
- 3 開催年月日 2022年（令和4年）4月28日（木）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室

- 5 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
て
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
て
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第6号 2021年度（令和3年度）福山市農業委員会活動報告について
議案第7号 2022年度（令和4年度）福山市農業委員会活動計画（案）について
て
議案第8号 福山市農業委員会処務規則の改正について
議案第9号 福山市農業振興地域整備計画の変更の諮問に対する答申について

- 6 報告事項
農地法等に関わる専決処分・届出等について

- 7 出席委員
1番 佐藤 眞子 4番 野田 幸男 11番 下江 京子 6番 谷邊 博人
7番 岡本 卓也 10番 安原 理雄 12番 河村 昇 13番 山本 明
15番 谷本 耕造 以上9名

- 8 欠席委員
2番 上田憲一郎 3番 土屋 智樹 8番 小林 輝仁 5番 實諸 孝也
9番 石井 洋子 14番 須藤 薫雄 以上6名

9 その他の出席者
0名

10 事務局出席職員

事務局長	佐藤 貴保	事務局専門員	延平 光雄
事務局次長	瀧川 滋雄	事務局	三好 千鶴
松永出張所	花田 宏	北部出張所	藤井 勝俊
神辺出張所	杉原 信弘		

以上7名

11 議事内容

午前 10時00分

事務局長	ただいまから、2022年（令和4年）第4回福山市農業委員会総会を開会いたします。 谷邊会長、会議の進行をお願いします。
会長	— 開会挨拶 —
会長	それでは、会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。
議長	最初に、総会の成立を申し上げます。
議長	委員総数15名のうち、出席委員9名、欠席委員6名、在任委員の過半が出席ですので、本会議は成立します。
議長	続いて、会議規則第10条の規定により、議事録署名委員の指名を行います。 議席番号11番下江 京子委員と、議席番号12番河村 昇委員をお願いします。
議長	議事に入る前に、議案の訂正等があれば、事務局より説明してください。
事務局	2022年（令和4年）第4回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。 最初に議案書次第の4議事 議案第9号「福山農業振興地域整備計画の変更の諮問に対する答申について」を削除 同じく15ページの議案第9号「福山農業振興整備計画の変更の諮問に対する答申について」を削除。 議案書（別冊）3ページ14番の受人欄「431番地1 A-103」を「432番地1 A-103」に訂正。

<p>事務局 続き</p>	<p>次に17ページ8番の届出人欄「伊藤 みどり」を「伊豆田みどり」に訂正。</p> <p>次に22ページ6番の申請人欄「佐藤 アサエ」を「佐藤 アサエ」に訂正。</p> <p>次に28ページ24番の受人欄「伊藤 操」を「伊東 操」に訂正。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p>
<p>議 長</p>	<p>東部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委 員 1番 佐藤</p>	<p>東部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>東部地区では4月21日午前9時半からと、4月22日午前8時半からの現地調査に続き、午前11時20分から市役所3階小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員7名中6名の出席により、議案第1号6件、議案第3号17件、議案第5号2件、合計25件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1頁1番から2頁6番について報告します。</p> <p>1番は、大門町大字野々浜の2筆395㎡の田と畑を新涯町の譲渡人から沖野上町の譲受人が経営規模拡大のため購入するものです。</p> <p>場所は、野々浜小学校から北西450mです。</p> <p>2番は、春日町大字浦上の1筆489㎡の畑を春日町大字浦上の譲渡人から同町の譲受人が経営規模拡大のため購入するものです。</p> <p>場所は、春日小学校から北東700mです。</p> <p>3番は、坪生町南三丁目の1筆66㎡の畑を坪生町四丁目の譲渡人から同町一丁目の譲受人が経営規模拡大のため購入するものです。</p> <p>場所は、坪生小学校から南東480mです。</p> <p>4番は、千田町三丁目の1筆1,028㎡の田を千田町四丁目の渡人から横尾町の受人が新規就農するため使用貸借するものです。</p> <p>場所は、千田小学校から東10mです。</p> <p>5番は、千田町大字千田の3筆564㎡の畑を愛媛県今治市の譲渡人から芦田町大字福田の譲受人が経営規模拡大のため購入するものです。</p> <p>場所は、千田小学校から南東1040mです。</p>

	<p>6番は、千田町大字藪路の2筆1434㎡の畑を千田町大字藪路の譲渡人から同町の譲受人が生前贈与されるものです。</p> <p>場所は、千田小学校から南西1050mと同じく1240mです。</p> <p>いずれも受人及び申請農地、営農計画に問題なく、必要な農機具も確保されており、下限面積も超えているので許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4番 野田	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、4月25日の午後0時30分からの現地調査に続き、午後4時から市役所 3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名中全員の出席により、議案第1号3件、議案第2号2件、議案第3号3件、議案第4号3件、議案第5号1件、合計12件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の7番から9番について報告します。</p> <p>7番は、神辺町の受人が、郷分町の渡人から使用貸借権を設定して申請地を借り受け、新規就農するものです。</p> <p>なお、この受人は、備考欄にありますように、別件で農地取得に係る許可申請を併せてしています。</p> <p>8番は、沼隈町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>9番は、城見町の受人が、箕島町の渡人から申請地を譲り受け、新規就農するものです。</p> <p>いずれも、受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
委 員 7番 岡本	<p>それでは、松永地区の審議内容について報告をします。</p> <p>松永地区では、4月25日、午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名中6名の出席により、議案第1号1件について審議いたしました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決</p>

<p>委員 7番 岡本 続き</p>	<p>定について」の10番について報告します。</p> <p>10番は、神村町の受人が、同町の渡人から譲受け、野菜を栽培する計画です。受人及び申請農地、営農計画に問題はなく、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>それでは、北部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>北部地区では、4月25日の午後1時から関係者により、現地調査を行い、午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員13名全員の出席により、議案第1号6件、議案第3号5件、議案第4号3件、の合計14件について審議いたしました。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3ページの11番から4ページの16番について報告をします。</p> <p>11番は、加茂町の受人が、同町の渡人から申請地を譲受け、野菜や果樹を栽培して新規就農するものです。</p> <p>12番は、伊勢丘八丁目の受人が、加茂町の渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>13番は、山野町の受人が、東川口町の渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>14番は、御幸町の受人が、駅家町の渡人から申請地を譲受け、野菜や果樹を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>15番は、新市町の受人が、同町の渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>16番は、新市町の受人が、駅家町の渡人から申請地を譲受け、野菜を栽培し、経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>いずれの案件も、受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済或いは確保予定であり、許可妥当と判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番</p>	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、4月25日、午前9時から現地調査を行い、午前11時15分から、神辺支所3階31会議室において地区協議会員地区協議会員8名中7</p>

<p>委員 13番 山本 続き</p>	<p>名の出席により、議案第1号6件、議案第2号1件、議案第3号6件の合計13件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」4ページ17番から5ページ22番について報告します。</p> <p>17番は、2ページ7番と関連しています。</p> <p>17番は、労力不足となった郷分町の渡人が所有する川北の田1筆347㎡について、弟である川北の受人が譲り受け、畑として耕作し、季節野菜を栽培して新規就農をするものです。</p> <p>18番から20番は、関連案件です。</p> <p>18番から20番の箱田の田1筆602㎡と畑2筆445㎡の合計1,047㎡について、申請地隣地にお住まいの箱田の受人が、貸借、あるいは譲り受けて新規就農をするものです。</p> <p>内容ですが、18番は、箱田の畑1筆384㎡に期間を定めない使用貸借権を設定して借り受けて、季節野菜の栽培をされる計画です。</p> <p>19番は、箱田の畑1筆61㎡を譲り受けて、季節野菜の栽培をされる計画です。</p> <p>20番は、箱田の田1筆602㎡に期間を定めない使用貸借権を設定して借り受けて畑として耕作し、季節野菜の栽培をされる計画です。</p> <p>21番は、遠方居住で耕作困難となった沖縄県の渡人が所有する西中条の田1筆996㎡について、申請地隣地にお住まいの西中条の受人が譲り受けて、水稻栽培をして経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>22番は、上御領の田1筆827㎡について、同居する農業後継者の孫である受人が、高齢の祖母から贈与で譲り受けて耕作し、農業経営の移譲を図るものです。</p> <p>申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保され、下限面積も満たしていることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。</p> <p>西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4番 野田	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の1番と2番について報告します。</p> <p>1番は、赤坂町の申請人が、申請地を進入路として整備するものです。農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>場所は、国道2号早戸ランプの北東、約300メートルです。</p> <p>2番は、箕島町の申請人が、申請地を露天駐車場として整備するものです。場所は、箕島小学校の南東、約600メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、どちらも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>

<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」6ページ3番について報告します。</p> <p>3番は、東中条の申請人が、休耕状態となっていた申請地である東中条の田1筆1,753㎡に営農型太陽光発電パネルを設置して売電し、営農資金に充てるという計画です。</p> <p>営農型太陽光パネルの下部では水稻の栽培をする計画で、転用は太陽光発電パネルの支柱部分の合計面積36.1㎡を3年間の一時転用をするものです。</p> <p>現地調査を行いました。日照・排水について支障はありませんが、申請地の営農や作物の生育状況を定期的な農地パトロール等で現地確認すること、また農作物生産状況の報告等を注意深く監視していくことを条件として許可相当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号の1番と3番は農業振興地域農用地区域2番は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、「3番」は転用目的が営農型太陽光パネルの設置のため常設審議委員会への意見聴取案件です。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>

議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第2号の「3番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により、議案第2号の「3番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 1 番 佐藤	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の7頁1番から10頁の17番について報告します。</p> <p>1番と2番は関連案件で、受人である尾道市向島の法人が分譲宅地（特定建築条件付土地）とするものです。</p> <p>1番と2番は、所有者がそれぞれ違いますが坪生町の渡人からです。場所は、坪生小学校から北東へ2000mです。</p> <p>7頁3番から9頁11番は、関連案件で、受人である引野町五丁目の法人が分譲住宅（特定建築条件付土地）とするもので所要面積9400㎡、併用地3940.66㎡の案件です。</p> <p>3・4・5・6・8・11番は所有者がそれぞれ違いますが坪生町の渡人からです。7番は伊勢丘，9番は三吉町，10番は神奈川県相模原市緑区の渡人です。</p> <p>場所は、坪生小学校から東へ210～330mです。</p> <p>9頁12番から9頁16番は、関連案件で、受人である引野町五丁目の法人が分譲住宅（特定建築条件付土地）とするもので所要面積9820㎡、併用地5728㎡の案件です。</p> <p>12番は伊勢丘の渡人です。13・14・15番は所有者がそれぞれ違いますが坪生町の渡人からです。16番は神奈川県相模原市緑区の渡人です。</p> <p>場所は、坪生小学校から東へ340～360mです。</p>

<p>委員 1番 佐藤 続き</p>	<p>10頁17番は、御幸町大字下岩成の渡人から、同町の受人が、御幸町大字下岩成の土地を使用貸借し、住宅を1棟建築するものです。 場所は、御幸小学校から北へ470mです。 現地調査をしましたが、いずれも、日照・排水等周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 4番 野田</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の18番から20番について報告します。 18番は、若松町の法人が、津之郷町の渡人から賃借権を設定して申請地を借り受け、連棟長屋住宅2棟を建築するものです。 場所は、津之郷小学校の北東、約200メートルです。 19番は、北吉津町の法人が、府中市の渡人から申請地を譲り受け、建売住宅1棟を建築するものです。 場所は、山陽自動車道下り線福山サービスエリアの南東、約800メートルです。 20番は、瀬戸町の受人が、内海町の渡人から申請地を譲り受け、露天駐車場として整備するものです。 場所は、内海公民館の南、約1.2キロメートルです。 現地調査をしましたが、いずれも、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 10番 安原</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の10ページの21番から11ページの25番について報告します。 21番と22番は、大阪府中央区の受入である再生可能エネルギー事業者が芦田町の渡人からそれぞれ申請地を譲受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。 場所は、21番は芦田中学校の西隣で、22番は芦田中学校の北700メートルのところですか。 23番は、芦田町の受入が同町の渡人から申請地を譲受け、自宅への進入路を拡幅するものです。 場所は、福相小学校の東450メートルのところですか。</p>

<p>委員 10番 安原 続き</p>	<p>24番は、地元集会所として使用されている溜屋会館は駐車スペースがなく近隣住民が困っています。そこで駅家町で建設業を営む法人が申請地を譲受け、駐車場として整備し、利用者へ無償提供するものです。 場所は網引小学校の北1.5キロメートルのところではす。 25番は、駅家町の受人が芦田町の渡人から1種農地の申請地を譲受け、農家住宅を建築するものです。 農業の経営面積は、96,161平方メートルです。 場所は、宜山小学校の北西約1キロメートルのところではす。 現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、 許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 13番 山本</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」11ページ26番から12ページ31番について報告します。 26番は、大阪府中央区の発電事業を営む法人が、上竹田の田1筆1,236㎡を上竹田の渡人から譲り受けて、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。 27番から29番は関連案件です。 大阪府中央区の発電事業を営む法人が、27番の下竹田の田1筆868㎡と28番の田1筆1,332㎡と29番の田2筆1,459㎡をそれぞれ渡人から譲り受けて、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。 30番は、東京都西東京市の法人が、道上の渡人から申請地である道上の田2筆合計2,433㎡を譲り受けて、周辺で需要のある建売住宅10棟を建築供給するものです。 31番は、孫である川南の受人が、上御領の田2筆947㎡を譲り受けて、接骨院を開院するものです。 現地調査を行いました、いずれも日照・排水について支障を生じるおそれもなく、転用許可妥当と判断しましたが、26番から29番の案件のように脱炭素社会の流れを受けて太陽光発電設備への転用申請が増加している状況があり、今後も市全域において同様の事案が予想されるため、守らなければならない農地の地区の選定や取り扱いについて、福山市農業委員会として統一的な対応方法を検討整理する必要があるのではないかという意見が協議会において出されました。以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第3号の「25番」は第1種農地です。「30番」は住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にあり、その規模が10ヘクタール未満であると認められるため第2種農地として判断されます。</p> <p>その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお、「25番」は第1種農地のため、「3番から11番」、「12番から16番」、「27番から29番」は転用面積が3,000平方メートルを超えるため常設審議委員会への意見聴取案件です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第3号の「3番から11番」、「12番から16番」、「25番」、「27番から29番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>

議 長	<p>全員挙手により，議案第3号の「3番から11番」，「25番」，「12番から16番」，「27番から29番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し，その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に，議案第4号「非農地証明について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 4番 野田	<p>議案第4号「非農地証明について」の1番から3番について報告します。 1番は，福島市の申請人が，昭和41年12月から駐車場として利用し，現在に至っております。 場所は，山陽自動車道下り線福山サービスエリアの南東，約600メートルです。 2番は，水呑町の申請人が，大正11年頃から住宅敷地として利用し，現在に至っております。 場所は，水呑小学校の南東，約200メートルです。 3番は，田尻町の申請人が，昭和9年から住宅敷地として利用し，現在に至っております。 場所は，高島小学校の南西，約900メートルです。 現地調査をしましたが，いずれも，農地性がなく，農地への復元も困難であり，証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>北部地区の報告をお願いします。</p>
委 員 10番 安原	<p>議案第4号「非農地証明について」の13ページ4番から6番について報告します。 4番は，駅家町の申請人が，昭和40年頃から，耕作放棄していたところ，雑木等が繁茂し山林となっております。場所は，服部小学校の西，約1キロメートルのところです。 5番は，駅家町の申請人が，平成11年8月頃から，耕作放棄していたところ，雑木等が繁茂し山林となっております。場所は，駅家中学校の西，約700メートルのところです。 6番は，駅家町の申請人が，昭和47年2月28日に木造瓦葺2階建の住宅を建築し，住宅敷地として現在も使用しております。場所は，常金丸小学校の南隣です。</p>

<p>委員 10番 安原</p>	<p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。 以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。</p>
<p>委員 1番 佐藤</p>	<p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」は、14頁1番～2番について報告します。 1番は、申請人である子が新涯町三丁目と五丁目の農地2筆1542㎡を相続し営農していくものです。 場所は、新涯小学校から南西へ100mと南へ430mです。 2番は、申請人である養子が新涯町五丁目の農地1筆1168㎡を相続し、営農していくものです。 場所は、新涯小学校から南西へ300mです。 現地確認を行いました。申請地は適正に管理されていたので証明妥当と判断しました。以上です。</p>

議長	西部地区の報告をお願いします。
委員 4番 野田	<p>議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の3番について報告します。</p> <p>新涯町の相続人である子が、箕島町の申請地の畑2筆3,955㎡を相続税の納税猶予特例適用の対象農地として利用するものです。</p> <p>申請農地は耕作されており、農地として適正に管理されています。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	— 質問等なし —
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	— 全員挙手 —
議長	<p>全員挙手により、議案第5号は原案のとおり決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第6号「2021年度（令和3年度）福山市農業委員会活動報告について」を上程します。</p> <p>事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>2021年度（令和3年度）福山市農業委員会活動について報告します。</p> <p>議案書7ページと8ページをご覧ください。</p> <p>まず、I委員会活動 1会議の（1）総会についてです。</p> <p>昨年度は総会を13回開催しております。これは新体制となり、5月に2回開催したためです。</p>

<p>事務局 続き</p>	<p>総会における審議案件は、農地法各号の規定による許可申請に対する処分ほか、農業委員会に関するもの、諮問に対する答申などについて審議いただきました。</p> <p>次に、(2)の役員会についてです。</p> <p>役員会は、昨年度2回開催し、「農業委員会の活動」や「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」などについて協議いただきました。</p> <p>次に、9ページの2研修についてです。</p> <p>10月のブロック研修会には40人の委員の参加がありました。</p> <p>また、3月の女性委員研修会には1人の参加がありました。</p> <p>次に、関連諸会議等についてです。</p> <p>(1)広島県農業会議等主催の会議関係には、3回出席しました。うち2回はウェブ会議です。</p> <p>次に、(2)常設審議委員会です。</p> <p>毎月18日に意見聴取案件に対する審議が行なわれており、会長が委員として出席されています。</p> <p>説明案件がある場合は、説明者として事務局員も出席しています。</p> <p>続いて「農地移動の実態」3ページをご覧ください。</p> <p>農地法第4条の申請及び届出のまとめです。</p> <p>市街化区域以外が44件で約3.0ヘクタール。市街化区域が107件で約5.4ヘクタールでした。</p> <p>4ページ、5ページはそれぞれの用途別の転用状況です。</p> <p>6ページは、農地法第5条の申請及び届出のまとめです。</p> <p>市街化区域以外が430件で約36.5ヘクタール。市街化区域が549件で26.9ヘクタールでした。</p> <p>権利の実態は筆数、面積とも約8割が所有権移転となっています。</p> <p>7ページ、8ページはそれぞれの用途別転用状況です。</p> <p>次に、10ページをご覧ください。転用の用途別では、「住宅」用地が最も多く、続いて「その他」、「太陽光発電設備」、「他の建物施設」、「工場」の順となっています。</p> <p>11ページは農地法第3条の許可申請のまとめです。許可件数は211件で約18.4ヘクタールでした。権利の実態は筆数、面積とも約7</p>
-------------------	--

<p>事務局 続き</p>	<p>割が所有権移転となっています。</p> <p>13ページは農業経営基盤強化促進事業による利用権設定の実績です。件数は414件で、3月末時点の設定面積は223.7ヘクタールでした。</p> <p>14ページは農地中間管理事業の実績です。件数は10件で、3月末時点の設定面積は約44.4ヘクタールでした。</p> <p>15ページはその他農業委員会で審議・報告した件数を取りまとめています。報告は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、委員会活動報告について説明がありましたが、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等もないようですので、採決します。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第6号は原案のとおり承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第7号「2022年度（令和4年度）福山市農業委員会活動計画（案）について」を上程します。</p> <p>事務局から説明してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日配布した資料をご覧ください。</p> <p>本年度は、総会の開催を計12回予定しており、毎月下旬に開催します。</p> <p>通常の農地の権利移動や転用の許可案件以外の案件として、9月と3月に「農業振興地域整備計画変更の諮問に対する答申について」</p>

<p>事務局 続き</p>	<p>3月に「農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段面積）の設定について」を議題とする予定です。</p> <p>総会に諮る議題や協議事項がありましたら別途議案を追加することになりますのでよろしくお願いします。</p> <p>また、役員会は4月と9月、研修会は7月と1月を計画しています。</p> <p>次に、最適化活動強化月間についてです。利用権設定の取りまとめの月である4月、9月、1月とその前月の2ヶ月間を最適化活動強化月間と定め、取り組みを推進するものです。</p> <p>次に、農地調整協議会についてです。</p> <p>農地法その他の関係事項についての申請案件等は、市内5地区の農地調整協議会を経て総会で審議されることとなるため、毎月25日を中心に開催することとなります。</p> <p>次に、農地利用状況調査への取り組みです。</p> <p>昨年度と同様、本年度についても、8月から10月にかけて、農地利用最適化推進委員会を中心に実施し、遊休農地等の調査を行うこととしています。説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、委員会活動計画（案）について説明がありましたが、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 質問等なし —</p>
<p>議長</p>	<p>質問等もないようですので、採決します。</p> <p>議案第7号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>— 全員挙手 —</p>
<p>議長</p>	<p>全員挙手により、議案第7号は原案のとおり承認されました。</p>

議 長	<p>次に，議案第 8 号「福山市農業委員会処務規則の改正について」を上程します。</p> <p>事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>議案第 8 号についてご説明いたします。</p> <p>議案書 1 2 ページをご覧ください。</p> <p>福山市農業委員会処務規則を改正するものです。</p> <p>まず，第 4 条第 1 項と第 3 項で「専門員」の職名を追記するものです。</p> <p>次に第 5 条第 3 項で「専門員」の職務を追記するものです。</p> <p>第 6 条では事務の代理規定について改正するものです。</p> <p>第 7 条では参与の事務の専決について定義するものです。</p> <p>第 1 2 条では市の準用規程について，職員の勤務等に限らず，準用できるように改正するものです。</p> <p>別表第 1 の文書の保存種別の「永年」を「3 0 年」に変更するものです。</p> <p>説明は，以上です。</p>
議 長	<p>議案第 8 号について，これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は，挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等もないようですので，採決します。</p> <p>議案第 8 号について，原案のとおり改正することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 全 員 挙 手 —</p>
議 長	<p>全員挙手により，議案第 8 号は，原案のとおり改正することに決定します。</p>

議 長	次に、報告事項の「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の15ページから21ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、28件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、22ページと23ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、24ページから30ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条12件、5条38件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、31ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が行う通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地転用の制限の例外となります。4件の協議書を受理しています。</p> <p>次に、32ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が3件ありました。</p> <p>次に、33ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から2件の照会があり、農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>専決処分及び届出等については以上です。</p>
議 長	ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
委 員	— 質問等なし —
議 長	発言等もないようですので、次に、「2021年度（令和3年度）農業委員会互助会収支決算報告」について、事務局から説明してください。

事務局	<p>2021年度（令和3年度）農業委員会互助会収支決算報告について」説明します。</p> <p>本日お配りしている資料をご覧ください。</p> <p>収入金額については、年会費が90,000円（@2,000円×45人）、農業新聞普及助成金が6,000円で合計が96,000円となっています。</p> <p>支出金額については見舞金が5,000円です。</p> <p>差し引き額の91,000円が次年度繰越金となります。</p> <p>なお、2021年度の収支決算については、谷邊会長に監査をいただいております。説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>発言等もないようですので、以上をもちまして2022年（令和4年）第4回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は5月31日開催の予定です。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>
事務局長	<p>委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>気をつけてお帰りください。</p>

午前11時05分閉会